

事務所通信(号外)

## 平成 30 年度 税制改正大綱のあらまし

平成 30 年 1 月  
税理士法人 AKJパートナーズ

平成 29 年 12 月 14 日に平成 30 年度税制改正大綱が公表されました。

今回の大綱では働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替える等の措置が講じられる予定です。

また、デフレ脱却と経済再生に向け、生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、一定の国内設備投資や持続的な賃上げを行った企業に対して税額控除の措置が講じられる予定です。加えて、中小企業の代替わりを促進するため、事業承継税制が 10 年間の特例措置として抜本的に拡充される見込みです。

この他、租税回避防止策として、小規模宅地等の評価減の特例について要件の一部が厳格化されると共に、従前からの一般社団法人等を活用した相続税の節税スキームについて一定の制限が加えられる予定です。

以下におきまして、大綱の主な内容を掲載しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

### ～平成 30 年度税制改正大綱～

#### 【所得税関係】

##### I. (見直し) 給与所得控除

給与所得控除について、次の見直しを行う。

- ①控除額を一律 10 万円引き下げる。
- ②給与等の収入金額が 850 万円を超える場合、その給与所得控除額を 195 万円とする(給与所得控除の上限額が引き下げられる)。

上記の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなる。

| 給与等の収入金額           | 給与所得控除額           |
|--------------------|-------------------|
| 162.5 万円以下         | 55 万円             |
| 162.5 万円超 180 万円以下 | その収入金額×40%－10 万円  |
| 180 万円超 360 万円以下   | その収入金額×30%＋8 万円   |
| 360 万円超 660 万円以下   | その収入金額×20%＋44 万円  |
| 660 万円超 850 万円以下   | その収入金額×10%＋110 万円 |
| 850 万円超            | 195 万円            |

☞平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。

##### II. (見直し) 公的年金等控除

公的年金等控除について、次の見直しを行う。

- ①控除額を一律 10 万円引き下げる。
- ②公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、その公的年金等控除額は 195 万 5 千円とする(公的年金等控除の上限額が設けられる)。
- ③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合、上記①②の見直し後の控除額からさらに 10 万円、控除額を引き下げる。
- ④公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円を超える場合、上記①②の見直し後の控除額から、さらに 20 万円、控除額を引き下げる。

☞平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。

### Ⅲ. (見直し) 基礎控除

基礎控除について、次の見直しを行う。

- ①控除額を一律 10 万円引き上げる。
- ②合計所得金額が 2,400 万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。

上記の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

| 合計所得金額               | 基礎控除額              |
|----------------------|--------------------|
| 2,400 万円以下           | 48 万円 (地方税は 43 万円) |
| 2,400 万円超 2,450 万円以下 | 32 万円 (地方税は 29 万円) |
| 2,450 万円超 2,500 万円以下 | 16 万円 (地方税は 15 万円) |
| 2,500 万円超            | 0 円 (地方税も同じ)       |

☞平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。

### Ⅳ. (新設) 所得金額調整控除

上記 I ~ Ⅲの見直しに伴い、下記の所得金額調整控除を設ける。

- ①その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、次のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円)から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を給与所得の金額から控除する。
  - ✓ 特別障害者に該当する者
  - ✓ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者
  - ✓ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者
- ②給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合は、一定の調整を行う。

☞平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。

### Ⅴ. (見直し) 青色申告特別控除

複式簿記で記帳している場合の青色申告特別控除の控除額を 55 万円に引き下げる(現行:65 万円)。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす者に係る青色申告特別控除の控除額は 65 万円とする。

- ✓ 電子帳簿の保存を行っていること。
- ✓ 確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに e-TAX を使用して行うこと。(いわゆる電子申告を行うこと。)

☞平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用。

## 【土地・住宅税制関係】

### I. (延長) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等

適用期限を 2 年延長する。(平成 31 年 12 月 31 日まで)

### II. (延長) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等

適用期限を 2 年延長する。(平成 31 年 12 月 31 日まで)

### Ⅲ. (延長) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

買替資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のものである場合の要件に下記を加えた上で、適用期限を2年延長する。(平成31年12月31日まで)

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ✓その取得の日以前25年以内に建築されたものであること。
- ✓地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合すること。

☞平成30年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月1日以後に買替資産を取得する場合に適用。

#### 【法人税関係】

##### I. (見直し) 所得拡大促進税制

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行う。

①次の要件を満たすときは、給与等支給増加額(適用年度の給与等支給額-前事業年度の給与等支給額)の15%の税額控除ができることとする。

- ✓平均給与等支給額(適用年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額)が比較平均給与等支給額(前事業年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額)と比較して3%以上増加していること。
- ✓国内設備投資額(当期において取得し、当期末において所有する減価償却資産の取得価額の合計額)が減価償却費の総額(当期の償却費として損金経理をした金額)の90%以上であること。

この場合において、教育訓練費の額と比較教育訓練費の額(前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額)に対する増加割合が20%以上であるときは、給与等支給増加額の20%の税額控除ができることとする。(ただし、当期の法人税額の20%を上限とする。)

(注)設立事業年度は対象外。

②中小企業者等について、平均給与等支給額(適用年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額)が比較平均給与等支給額(前事業年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額)と比較して1.5%以上増加しているときは、給与等支給増加額(適用年度の給与等支給額-前事業年度の給与等支給額)の15%の税額控除ができることとする。

この場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除ができることとする。(ただし、当期の法人税額の20%を上限とする。)

- ✓平均給与等支給額(適用年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額)が比較平均給与等支給額(前事業年度の継続雇用者一人あたりの平均給与額)と比較して2.5%以上増加していること。
- ✓次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ・教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額と比較して10%以上増加していること
  - ・その他一定の要件

なお、この制度は、上記①の制度との選択適用とする。

(注)上記の「中小企業者等」とは、資本金が1億円以下の法人又は農業協同組合等をいう。ただし、資本金1億円超の法人に発行済株式の50%以上を所有される一定の法人を除き、さらに、平成31年4月1日以後開始事業年度からは前3年間の平均所得金額15億円超の法人を除く。

※従来の、適用年度の給与等支給額と基準事業年度の給与等支給額との比較(増加割合)の要件はなくなる。

※所得税についても同様とする。

## II. (見直し) 租税特別措置の適用要件

大企業が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、次の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。

ただし、その所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあつては、対象外とする。

- ①平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。
- ②国内設備投資額が減価償却費の総額の 10%を超えること。

(注)上記の「大企業」とは、上記 I. の(注)に記載した中小企業者等以外の法人をいう。

## III. (延長) 交際費等の損金不算入制度

適用期限を 2 年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を 2 年延長する。(平成 32 年 3 月 31 日まで)

## IV. (延長) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

適用期限を 2 年延長する。(平成 32 年 3 月 31 日まで)

※所得税についても同様とする。

## V. (廃止) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(グリーン投資減税)

適用期限の到来をもって廃止する。(平成 30 年 3 月 31 日まで)

※所得税についても同様とする。

## VI. (新設) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得計算の特例

産業競争力強化法の改正を前提に、法人が同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を同法の改正法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受けた事業者の行ったその計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編(仮称)により、その有する株式等を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする。

これにより、例えば、株式公開買付において、一定の認定を受けた買付者が自社の株式を対価として、ある会社(対象会社)を買収する場合には、公開買付に応じた対象会社の株主においては株式の譲渡損益が繰り延べられることとなる。

※所得税についても同様とする。

## 【資産課税関係】

### I. (新設・見直し) 事業承継税制の特例の創設等

- ①一定の要件を満たした場合、後継者が代表権を有していた者から贈与又は相続若しくは遺贈(以下、贈与等)により、自社の株式(非上場会社の株式に限る。以下同様。)を取得した場合には、その取得したすべて(現行:最大発行済株式総数の 2/3)の株式に係る贈与税又は相続税の全額(現行:80%相当額)について、その後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。
- ②一定の要件を満たした場合、後継者が代表者以外の者から贈与等により取得する自社の株式についても、上記①に掲げる規定を適用する。
- ③現行の雇用確保要件(事業承継後 5 年間平均で 8 割の雇用維持)を満たさない場合であっても、その満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば、納税猶予の期限は確定しないこととする。但し、その理由が経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、その内容をその書類に記載しなければならない。

④経営環境の変化に対応した減免制度として、一定の要件を満たした場合において、後継者が取得した自社の株式を譲渡したとき又は自社が解散したとき等には、納税猶予税額の一部を免除する。

☞ 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

## II. (見直し) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税

①個人から一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。）に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件（注）のうち、いずれかを満たさない場合には贈与税等が課税されることとする。

（注）現行の要件は、以下の通り。

- ・運営組織が適正であり、定款等において役員等のうち親族等の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合がいずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。
- ・財産を贈与もしくは遺贈した者等又はその親族等に対し、財産の運用や事業運営に関し特別の利益を与えないこと。
- ・定款等において、法人が解散した場合にその残余財産が国等に帰属する旨の定めがあること。
- ・法律に違反する事実、仮装隠蔽等をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

☞ 平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用。

②特定一般社団法人等の役員（理事に限る。）である者が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等が、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時点における同族役員（被相続人を含む。）の数で除して計算した金額に相当する金額を、当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課税することとする。

（注1）上記の「特定一般社団法人等」とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいう。

- ・相続開始の直前における同族役員数の総役員数に占める割合が1/2を超えること。
- ・相続開始前5年以内において、同族役員数の総役員数に占める割合が1/2を超える期間の合計が3年以上であること。

（注2）上記の「特定一般社団法人等の役員である者」には、相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の役員であった者を含む。

☞ 平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用。

ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の当該一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用。

## III. (見直し) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の見直しを行う。

①持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外する。

- ・相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者と特別の関係がある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者。
- ・相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者。

②貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等を除外する。

（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が該当貸付事業の用に供しているものを除く。）

③介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとし、本特例を適用する。

☞ 平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用。ただし、上記②の改正

**は、同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については、適用しない。**

## 【その他】

### I. (創設)電子申告による申告書の提出義務

大法人の法人税、地方法人税及び消費税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書等の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を e-Tax により提供しなければならないこととする。

同様に、大法人の法人住民税及び法人事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を eLTAX により提供しなければならないこととする。

(注)上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等をいう。

**☞ 平成32年4月1日以後に開始する事業年度及び課税期間について適用。**

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。



|   |        |  |   |
|---|--------|--|---|
| <b>税理士法人AKJパートナーズ</b><br>(Tokyo office)<br>*住所 〒105-6237<br>東京都港区愛宕2-5-1愛宕グリーンヒルズMORIタワー37階<br>*電話番号 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481    | (代表社員) | 公認会計士・税理士<br>公認会計士・税理士   | 山本 成男<br>吉村 史明  |
|   | (社員)   | 公認会計士・税理士<br>米国公認会計士<br>米国公認会計士・税理士  | 仁田 順哉<br>本田 淳介<br>脇屋 忠生                               |
| (Tsukuba office)<br>*住所 〒305-0817<br>茨城県つくば市研究学園5-12-10 研究学園スクウェアビル9F<br>*電話番号 029(868)7033/(FAX) 029(868)7034                          | (保有資格) | 公認会計士<br>米国公認会計士<br>税理士(有資格者含)<br>CFP・AFP<br>税理士科目合格・ACCA Level 2<br>社会保険労務士(特定社会保険労務士含)<br>医療経営コンサルタント<br>公認不正検査士(CFE)<br>M&Aシニアエキスパート(金融財政事情研究会認定) | 12名<br>3名<br>20名<br>3名<br>13名<br>4名<br>2名<br>2名<br>9名 |
|   |        |  |   |
| (Fukuoka office)<br>*住所 〒812-0018<br>福岡県福岡市博多区住吉1-2-25キャナルシティビジネスセンタービル9F<br>*電話番号 092(283)3350/(FAX) 092(283)3351                      |        |  |   |
|   |        |  |   |
| (Singapore office)<br>*住所 321 Orchard Road, #06-04 Orchard Shopping Centre, Singapore 238866<br>*電話番号 +65-6735-3970/(FAX) +65-6735-3225 |        |  |   |
|   |        |  |   |
| (事務所URL) <a href="http://www.akj-partners.com/">http://www.akj-partners.com/</a>  |        |  |   |